

令和5年度水力発電導入加速化事業費に係る事務局の実施体制等について

令和5年5月12日

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー課

令和5年度水力発電導入加速化事業費について、一般財団法人新エネルギー財団（法人番号：4013305001880）に交付決定（令和5年4月3日）を行った。事業に係る実施体制は以下のとおり。

○事業概要

本事業では、補助事業者が行う、次の（１）～（２）に定める事業に要する経費の全部又は一部を助成する事業に要する経費を補助し、水力発電の導入を加速化し、経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

- （１）水力発電の事業初期段階における支援事業（初期調査等支援事業）のうち、
- ・水力発電の事業性評価に必要な調査及び設計等を行う事業
 - ・水力発電の地域における共生促進等を図る事業
- （２）水力発電の既存設備の増出力又は増電力量の可能性調査及び更新等事業（既存設備有効活用支援事業）のうち、
- ・水力発電の既存設備の増出力又は増電力量の可能性を調査する事業
 - ・水力発電の既存設備の増出力又は増電力量を図る事業

○本事業における委託・外注費率

委託・外注費の契約金額（実績報告書時は実績金額）の総額÷事務局業務（経費）における補助金交付申請額（実績報告書時は補助金充当額（実績額））の総額×１００により算出した率

※委託・外注費の契約金額（実績金額）は、補助金交付申請額（補助金充当額（実績額））における金額に合わせる。こと。（税込み１００万円未満の取引も算入する。）

〇. 15%

○実施体制（税込み１００万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）（実績報告書時は実績金額（税込み））	業務の範囲
一般財団法人新エネルギー財団	補助事業者	東京都豊島区東池袋3丁目13番2号	【交付決定額】 1,400,000,000円 【事務局経費】 97,500,000円	間接補助事業者への補助金交付及び電子申請への対応業務
事業者A未定	外注先		2,200,000円	補助事業ウェブサイト作成

一般財団法人
新エネルギー財団

外注先

事業者 A 未定